平成18年度「児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「児童福祉週間」の 行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

目 次

児童福祉週間とは		1	
運動	項目		
第1	児童福祉の理念の普及		2
第2	家庭における親子のふれあい促進		3
第3	地域における児童健全育成活動の促進		4
第4	児童虐待への適切な対応		5
第5	母と子の健康づくりの推進		6
第6	多様化する保育需要への対応		· · · · 7
第7	障害のある子ども等に対する理解の促進	進	8
第8	児童の権利に関する条約の普及啓発		

児童福祉週間とは

(1) 「児童福祉週間」は、国民の間に児童福祉の理念や制度の周知を図り、 国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和 22年より、毎年、5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施さ れてきたものである。

子どもや家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど大きく変化していることから、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進していくことは極めて重要な課題となっている。

- (2) 平成18年度は、「児童福祉週間」が制定されて60周年の節目にあたることから、従来行われてきた週間中の行事の拡充を図るほか、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマとして、これまでの大人が用意した事業に参加するというのではなく、子どもたちが自ら企画運営を行って事業展開をしていくといったような自主運営型の取り組みを構築・支援していくこととしている。
- (3) 本年度の「児童福祉週間」標語は「大切だよ 信らいすること されること (渋谷さり 9歳)」である。 これは、平成17年10月6日から11月30日まで「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマとして全国募集を実施し、約5,500点の応募作品の中から選定された作品である。
- (4)「児童福祉週間」の期間は、本年5月5日(木)から5月11日(水)までの1週間とされているが、地域の実情によって期間の延長等を行うことは差し支えない。
- (5)「児童福祉週間」は、厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会及び(財) こども未来財団が主唱するものである。
- (6) 関係省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青 少年団体、女性団体などの関係機関・団体のほか、民間企業等の協力を得 て実施する。
- (7) 主な運動項目として、8項目を掲げているが、実施に当たっては、それ ぞれ次のような点に留意することが望まれる。

第1 児童福祉の理念の普及

少子化の進行や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童 虐待をはじめ、不登校、少年非行の問題が深刻化するなど、子どもや家庭を 取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家 庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが極めて重要な国民的課題であ るとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。このため、行政のみな らず、企業や地域社会が参加した社会全体による子育て家庭の支援につい て、新聞・マスコミ・民間企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進 する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条第1項に「すべての国民は、児童 が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」 とうたわれている。
- (2) 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に 推進するためには、国民一人ひとりが児童福祉の理念を認識するとともに、 家庭の在り方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし 得る役割等幅広い問題について考え、意見を交し、これを行動に移してい くことが重要である。
- (3)「児童福祉週間」の行事の企画に際しては、児童福祉の理念を念頭に置き、その普及を図るとともに、幅広く住民の参加が得られるよう、また、これまで以上に子どもの声も反映させながら、地域社会のニーズに応じた行事を行うことが大切である。
- (4) 児童福祉の理念の普及については、これまでも児童福祉週間を契機に広報啓発を行ってきたが、「児童福祉週間」60周年の節目にあたり、記念行事を実施するほか、新聞・マスコミ・民間企業等の協力を得て、より一層広報啓発することが必要である。

第2 家庭における親子のふれあい促進

子どもの不安や悩み、子どもの夢、将来の希望などについて話し合うなど 親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報 の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

(1) 家庭で子どもが健全に育つには、子どもが自分のできることは自分で行ったり、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を分担し合い、支え合う家族関係が必要である。

また、学校教育や地域社会など様々な社会とのかかわりの中で子育 ての楽しさを実感し、自らの生命を次世代に伝えはぐぐくむことや、 家庭を築くことの大切さを理解することが必要である。

(2)「児童福祉週間」においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが必要である。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方を子どもに伝え、子どもが日頃から感じている不安や悩み、夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。

また、児童館、保育所、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供し、生命の尊さを実感したり、人への関心や共感を高めるなど、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることが必要である。

(3) 家族そろって一緒に食事をする機会が減少していることから、親子で一緒に料理づくりや食事をすることにより、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発することが必要である。

第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などを利用して子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中で遊んだり、自然の体験学習や社会参加活動を通じて子どもの心の成長に努めるとともに、これらを支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。また、子どもの健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業やつどいの広場事業などの取り組みを推進する。

さらに、青少年の非行の増加や、ひきこもりなどが深刻化していることか ら、地域での中・高校生の居場所づくりを促進する。

- (1) 少子化が進むことによって、同年代の仲間と関わる機会が子どもたちから奪われつつある。子どもにとって健全に育ちにくい社会となっている。
- (2)「児童福祉週間」を契機として、子どもの健全育成が推進されるよう、地域の児童館などが中心となって、子どもの異年齢集団の中での遊びを活性化させるとともに、自然体験の学習や社会参加活動を通じて、子どもの社会性を培うようにすることが望まれる。

さらに、各地の地域活動連絡協議会(母親クラブ)等の地域組織が、地域の様々な関係機関と連携して、子どもにとっての安全な地域づくりや地域での子育て家庭を支援することが期待される。

- (3) 市町村においては、子どもの健全育成に資するため、放課後児童健全育成事業やつどいの広場事業など、地域における子育て支援事業を推進する必要がある。
- (4) ここ数年、青少年の非行の増加やひきこもりなどが深刻化していることから、地域における中・高校生が地域とかかわり、交流する機会の促進や地域における拠点の確保、居場所づくりの推進をすることが、子どもの健全育成の観点からも重要である。

第4 児童虐待への適切な対応

児童虐待に適切に対応するため、児童相談所、市町村、保健所、福祉事務所、市町村保健センター、警察等の関係行政機関はもとより、医療機関、児童福祉施設、学校、社会福祉協議会さらには地域住民、民生委員・児童委員、主任児童委員、里親、民間団体(NPO)等が緊密に連携し、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立とアフターケア体制の整備・充実に努める。

また、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもつための意識啓発を図る。

- (1) 子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、 児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。
- (2) 児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促していくためには、支援を必要とする家庭への適切な援助から不幸にして虐待に至ってしまった場合の早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの子ども及び家庭への切れ目のない総合的な支援を地域においてきめ細かく講じていくことが重要である。

このため、「児童福祉週間」においては、児童虐待対応の中心的機関である児童相談所や市町村をはじめ、保健、福祉、教育、警察等、関係行政機関はもとより、保育所や児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の児童福祉施設、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、里親、医療機関、民間団体(NPO)等の地域の関係機関が協働して、子ども本人のみならず、家庭全体を支えるという視点に立ち、要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進や、幅広い関係機関間の緊密な連携・協力体制による総合的な支援を行うことが重要である。

(3) また、平成16年に児童虐待防止法が改正され、通告の対象となる子どもの範囲が拡大されたこと等を踏まえ、地域住民等への児童虐待に対する国民の通告義務(児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条)の周知徹底をはじめ、児童虐待問題に自らが主体的に関わり、その防止に向けての行動や取り組みを促すような意識啓発を図ることが必要である。

第5 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子健康センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

- (1)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点である。我が国の母子保健の水準は着実に進展し、乳児死亡率は世界最高の水準に達している。しかしながら、一方で、近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、子どもを生み育てる環境は大きく変化しており、住民の多様なニーズに対応した母子健康対策の一層の推進を図ることが必要となっている。
- (2) こうした観点から、「児童福祉週間」においては、母と子の健康づくりに関する講習会の開催等、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診率を一層向上させるための様々なアイデアを凝らした啓発活動を行うとともに、母子保健推進員や愛育班等の協力を得ながら、一日育児相談や集団指導等を行うことにより、地域における母子保健活動の推進に資することが期待される。
- (3) さらに、家庭や地域における子育てに関する知識が伝承されにくくなってきていることから、地域の子育て経験者による育児相談の開催等児童福祉週間中はもとより、引き続き気軽に相談ができる関係づくりの機会となる催しの開催が期待される。

第6 多様化する保育需要への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要の増大・多様化に 対応し、保育所における延長保育や一時保育等の事業の充実に努めるととも に、育児講座等の活動を通じて保育所の地域における子育て支援センターと しての役割について広報・普及に努める。

- (1)保育サービスについては女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴って保育需要が増大・多様化してきていることに対応するため、延長保育や一時保育等を「子ども・子育て応援プラン」に位置づけて着実に推進するとともに、特に都市部を中心に待機児童の解消を図るため、地域の実情に応じた「待機児童ゼロ作戦」を進めることとしている。
- (2)子育て家庭の育児不安等に対応するため、保育所等を活用した地域における母親等に対する相談、仲間づくり、子育て指導を行う地域子育て支援センター事業を実施するなど、保育所が地域における子育てセンターとしての役割を担うようその活動の充実、強化を図っていくことが必要である。
- (3)「児童福祉週間」においても、保育所で地域住民が参加する行事の開催など様々な交流事業等を行い、多様な機能を持つ開かれた保育所としてのPRを進め、保育所機能の一層の活性化に資することが望まれる。

第7 障害のある子ども等に対する理解の促進

心身に障害のある子どもや発達障害児に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるよう協力する。

(1)障害者基本計画(障害者対策に関する新長期計画)及び障害者プランが 平成14年度に最終年度を迎え、平成15年度を初年度とする新障害者基 本計画及びその重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)が、平成14 年12月に策定されたところである。

新障害者基本計画は、これまでの障害者基本計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指している。

また、平成17年4月には、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図る「発達障害者支援法」が施行されたところである。

- (2)「児童福祉週間」の行事としては、障害のある子ども等が積極的に参加できる機会を提供するとともに、地域住民の理解の促進が図られる交流の場を数多く提供することが望まれる。
- (3) また、障害のある子ども等ができるかぎり地域で生活するためには、障害の早期発見、早期療育の推進、在宅福祉の充実といったライフサイクルに応じた幅広い施策の推進が必要であり、この機会に障害のある子ども等が地域で生活する上での基盤整備を図ることが期待される。

第8 児童の権利に関する条約の普及啓発

平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」の普及に努めるとともに、 開発途上国の子どもの健康や栄養増進のための国際協力活動への理解を促 進する。

- (1) 平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」は、世界のすべての子 どもの尊厳と生存、保護、発達などの権利を保障し、子どもが社会の中で 自立した責任のある構成員に育つよう援助することをめざしたものである。
- (2)「児童福祉週間」においては、本条約の普及啓発に努めるとともに、世界の子どもにも目を向け、開発途上国の子どものパネル展示などを通じて、世界の子どものおかれている現実を認識し、子どもの健康増進や栄養改善のための国際協力活動の必要性について理解を深めることが望まれる。